

社会福祉法人同仁会特定個人情報取扱規則新旧対象表(案)

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">社会福祉法人同仁会特定個人情報取扱規則</p> <p>第6条 特定個人情報を取り扱う職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人番号関係事務責任者は、<u>社会福祉法人同仁会定款施行細則</u>（以下「<u>定款細則</u>」という。）<u>第27条第2項</u>に規定する事務長とする。ただし、内原及びつくば同仁会子どもセンターの所管に係る紙媒体の特定個人情報に関しては、<u>定款細則第26条及び第26条の2</u>に規定するセンター長とする。</p> <p>(2) 個人番号関係事務実施者は、<u>定款細則第27条第1項</u>に規定する法人事務局の事務職員とする。</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人同仁会特定個人情報取扱規則</p> <p>第6条 特定個人情報を取り扱う職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人番号関係事務責任者は、<u>社会福祉法人同仁会組織及び管理規則</u>（以下「<u>組織及び管理規則</u>」という。）<u>第11条第2項</u>に規定する事務長とする。ただし、内原及びつくば同仁会子どもセンターの所管に係る紙媒体の特定個人情報に関しては、<u>組織及び管理規則第5条第2項</u>に規定するセンター長とする。</p> <p>(2) 個人番号関係事務実施者は、<u>組織及び管理規則第11条第1項</u>に規定する法人事務局の事務職員とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、平成30年11月20日から施行する。</p>